無効審判請求書（様式 62）の作成要領

同一の権利に対する 2 回目以降の無効審判については、一事不再理として審理されない場合があります。2 回目以降の無効審判を御検討の際は、審判便覧の「30―02　一事不再理」を御参照ください。

１．様式

(1) 用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横 21 ㎝、縦 29.7 ㎝）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはいけません。

(2) 余白は、特許及び実用新案については、少なくとも用紙の左右及び上下に各々２㎝をとり、原則としてその左右については各々2.3 ㎝を越えないものとし、意匠及び商標については、少なくとも用紙の左２㎝、上に２㎝、右及び下に３㎝をとってください。

(3) 文字は、10 ポイントから 12 ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書いてください。

(4) 書き方は左横書、１行は 36 字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４㎜以上をとり、１ページは 29 行以内とします。

(5) 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いてください。

(6) とじ方は左とじとし、容易に離脱しないようにとじてください。

２．手数料について

＜特許庁出願課窓口（又は郵送）で提出する場合＞

(1) 昭和 63 年１月１日以降の出願に係る特許権及び実用新案権については、１件につき 49,500 円に１請求項につき 5,500 円を加えた額、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許権については１件につき 27,500 円に１発明につき 27,500 円を加えた額、実用新案権については 55,000 円相当額、意匠権については 55,000 円相当額、商標権については１件につき 15,000 円に１区分につき 40,000 円を加えた額、特許権の存続期間の延長登録については 55,000 円相当額の特許印紙を貼付します。

　また、一部無効審判請求の手数料は、特許権にあっては無効とする請求項の数（発明の数）、商標権にあっては無効とする区分の数に応じた手数料となります。

(2) 特許印紙を貼るときには、請求書の左上部余白に貼った上でその下に括弧し

て、請求に係る貼付印紙額を記載してください。

（注意）●特許印紙に割印をしてはいけません。

●手数料等は、改訂される場合がありますので、注意してください。

(3) 特許法第 195 条第 8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下、「特例法施行規則」といいます。）第 40 条第 6 項の規定により、同条第 5 項の指定立替納付者による納付の申出（特許庁窓口におけるクレジットカード納付）を行うときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載してください。

(4) 特許法第 195 条第 8 項ただし書きの規定により、現金により手数料を納付したときは、歳入徴収官事務規程別紙第 4 号 12 書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙に貼付し、請求書に添付して提出してください。

特例法施行規則第 41 条の 9 に規定する納付情報（電子現金納付）によるときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載してください

＜インターネット出願ソフトの特殊申請機能（以下、「電子特殊申請」といいます）で提出する場合＞

(1) 特例法施行規則第 40 条第 2 項の規定により特例法第 15 条第 1 項の規定による手続に係る申出（予納による納付）を行うときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載してください。

(2) 特許法第 195 条第 8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第 40 条第 4 項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載してください。

(3) 特許法第 195 条第 8 項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であって、特例法施行規則第 40 条第 5 項の規定により指定立替納付者による納付の申出（クレジットカード納付）を行うときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載してください。

(4) 特例法施行規則第 41 条の 9 に規定する納付情報（電子現金納付）によるときは、「８　証拠方法」の欄の次に「９　納付番号」の欄を設け、納付番号を記載してください。

３．提出日の欄について

(1) できるだけ提出する日を記載してください。

(2) 特許庁の窓口に直接提出する場合は、その提出する日付を記載してください。

(3) 郵送等で提出する場合は、郵便局等に差し出す日付を記載してください。

※　送付する場合は、書留郵便等で差出日が証明できる方法により送付してください。

(4) 電子特殊申請により提出する場合は、送信する日付を記載してください。

４．審判事件の表示の欄について

(1) 「審判事件の表示」の欄の記載方法

特許においては、「特許第○○○○○○○号特許無効審判事件」、「特許第○○○○○○○号延長登録無効審判事件」のように記載します。

実用新案については、「実用新案登録第○○○○○○○号実用新案登録無効審判事件」ように記載します。

意匠においては、「意匠登録第○○○○○○○号意匠登録無効審判事件」のように記載します。

商標においては、「商標登録第○○○○○○○号無効審判事件」、「国際登録第○○○○○○○号無効審判事件」のように記載します。

(2) 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○－○○○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載してください。

５．特許（実用新案登録）無効審判請求に係る請求項の数について

「審判の請求に係る請求項の数」には、全部無効の審判請求の場合には特許登録原簿に登録された請求項の数を、一部無効審判請求の場合には、無効とする請求項の数を記載します。

ただし、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許の無効審判については、項目を「審判請求に係る発明の数」とし、その数を記載し、実用新案については項目を設けるには及びません。

また、延長登録無効審判を請求するときは、「審判の請求に係る請求項の数」の欄は設けるに及びません。

６．請求人の欄について

(1) 住所（居所）の欄について

「住所（居所）」の欄には、○○県、○○郡、○○村、大字○○、字○○、○○番地、○○号のように詳しく記載してください。

(2) 氏名（名称）の欄について

「氏名（名称）」の欄には、請求人が法人にあってはその名称を記載し、「氏名（名称）」の次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載してください（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です。）。

また、「氏名又は名称」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、カタカナで振り仮名を記載してください。

日本に営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名（名称）」の次に「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けてください（代理人による手続のときは、代表者の欄の記載は不要です。）。

(3) 「国籍・地域」の欄について

請求人が外国人の場合は、「国籍・地域」の欄を設け、「国籍・地域」を記載してください。ただし、その国籍・地域が「住所（居所）」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第２項の規定によりその記載を省略した場合にあっては、省略した国・地域）と同一であるときは、「国籍・地域」の欄を設ける必要はありません。

(4)「請求人」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載してください。

請求人
　住所（居所）
（電話番号）
　氏名（名称）
（代表者）
（国籍・地域）

　住所（居所）
（電話番号）
　氏名（名称）
（代表者）
（国籍・地域）

７．代理人の欄について

(1) 代理人による手続をするときは、「請求人」の欄の次に「代理人」の欄を設けて、６．請求人の欄についてと同様に「住所（居所)」、「氏名（名称)」の欄を設けて記載してください。

(2) 弁理士又は弁護士が代理人として手続をするときは、「氏名（名称)」の欄には「弁理士（弁護士）　○○　○○」のように資格を記載するようお願いいたします。

弁理士法人又は弁護士法人が代理人として手続するときは、「氏名（名称)」の欄の次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載してください。

弁護士・外国法事務弁護士共同法人が代理人として手続するときは、「氏名（名称)」の欄の次に「代表者」の欄を設けて代表者の氏名を記載し、かつ、「代理関係の特記事項」欄を設けて「業務を執行する社員は弁護士　○○　○○」のように記載してください。

また、担当弁理士の代理人欄の中に連絡先の欄を設けて、「担当」と記載（代理人が弁理士法人の場合は、担当弁理士が所属する代理人の連絡先の欄に、「担当は弁理士○○○○」のように記載。また、指定社員制度を利用した出願・事件の場合は「担当は指定社員○○○○」のように記載。）し、かつ、電話番号の欄を設けて、電話番号を記載するようにしてください。

手続の途中で担当弁理士が変更になった場合は、中間書類等において新たな担当弁理士を表示するか、その旨を記載した上申書等を提出してください。

(3) 「代理人」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、６．請求人の欄についての(4)と同様に記載してください。また、担当弁理士をなるべく表示してください。

８．被請求人の欄について

(1)「被請求人」の欄には、特許・登録原簿を確認して、審判請求日における特許・登録権者を相手方として表記します。

(2) 被請求人が法人の場合は、法人の代表者記載は省略できます。

(3) 共有に係る特許権等については共有者の全員を被請求人として記載してください。この場合は、６．請求人の欄についての(4)と同様に記載してください。

９．請求の趣旨の欄について

「請求の趣旨」の欄には、

特許においては、「特許第○○○○○○○号の特許を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

実用新案においては、「実用新案登録第○○○○○○○号の実用新案登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

意匠においては、「意匠登録第○○○○○○○号の意匠登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

商標においては、「商標登録第○○○○○○○号の商標登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

また、特許・実用新案において特定の請求項の発明・考案に関して無効審判を請求する場合は、「特許（実用新案登録）第○○○○○○○号の特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）の請求項○に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」（昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願に係る特許の場合）のように記載します（ただし、平成 15 年 6 月 30 日以前の出願に係る特許及び実用新案登録については、明細書と特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）とを別書類とする平成 14 年改正法の適用前のため「特許（実用新案登録）第○○○○○○○号の明細書の請求項○に係る発明（考案）についての特許（実用新案登録）を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。）。さらに、昭和 62 年 12 月 31 日以前の出願に係る特許の場合には、「特許第○○○○○○○号の明細書の特許請求の範囲第○項に係る発明についての特許を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

商標においてはその指定商品又は指定役務ごとに審判を請求することができ、「商標登録第○○○○○○○号の指定商品（及び指定役務）中、「第○類　○○○」についての商標登録を無効とする、審判費用は被請求人の負担とする、との審決を求める。」のように記載します。

10. 請求の理由の欄について

「請求の理由」の欄には、特許又は意匠等が無効であるとする実質的理由についての請求人の主張・立証を具体的かつ明確に記載してください。

まず、本件特許発明の箇所では、本件特許発明を、請求に係る請求項の記載に基づいて説明してください。

次に、引用発明の説明の箇所においては、本件特許発明との関連において、主たる証拠（甲第○号証）を特定し、その証拠の開示箇所とともに、主たる証拠に記載された発明（引用発明）を説明してください。

さらに、本件特許発明と証拠に記載された発明との対比の箇所においては、本

件特許発明及び引用発明の説明の箇所の記載事項に基づき、本件特許発明と引用発明とを対比して一致点と相違点とを明確にし、本件特許発明が引用発明に該当する、又は引用発明に基づいて容易に発明をすることができたものである理由を明らかにしてください。

特許庁では、「請求の理由」の記載方法として、「項分け記載」を推奨しています。「項分け記載」は、審判請求人が要点整理を行うことを通じて、自己の主張する無効理由を客観的に認識しつつ請求書を作成することにつながり、記載要件を満たすとともに審判官及び相手方当事者に対して自己の主張を適切に伝えることができるという点で有用であるためです。また「項分け記載」は、審判官が審理に必要な箇所を見出しやすく、要点の整理に役立つことから、迅速かつ的確な審理に資することにもつながります。

具体的な記載方法については、「無効審判請求書の「請求の理由」欄の記載例」を参照してください。

11. 証拠方法の欄について

(1) 文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出してください（特施規§50、様式 65 の 3)。証拠説明書は必須ではありませんが、証拠が多数ある場合等、事案によっては、証拠説明書の提出が求められることがあります。

「証拠方法」の欄には、証拠の表示、立証の趣旨、証拠の説明などを記載します。例えば、証拠方法（証人、文書等)、証拠調べの都合のよい日、証拠の援用、証拠保全事件の表示があります。なお、証拠の表示については、通常の書証には番号を甲第〇号証（物件には検甲第〇号証）として表示します。さらに証拠の説明も必要により付け加えます。なお、証拠説明書を添付する場合は「証拠方法」の欄には「別添証拠説明書に記載のとおり。」と記載することで詳細な記載は省略できます。

(2)「証拠方法」の欄に記載するものには、発明の新規性に関するもの、刊行物の発行日に関するものが主なものとなりますが、多数の刊行物を合わせて一つの事実を立証しようとする場合には、部分と全体の関係を明白にする必要があります。原本が特許庁にあるものについては謄本を提出して原本について特許庁のものを援用することが取扱上許されています。その他のもので原本を提出できないものは証拠とする意味はありませんが、謄本でも相手方が成立を認めれば証拠となり得ます。他人の所有に係るものは、提出命令や検証によることができます。

証人尋問の申出には、立証する事柄と証人に尋問する事項をあらかじめ明

らかにしてください。

具体的な記載方法は、前掲の作成見本の証拠方法の記載を参照してください。

12. 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾の欄について

「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第 10 条第 2 項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載してください。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載してください。(特施規様式 62 備考 9→様式 57 備考 3)

この欄に「承諾する」と記載していただくと、以後の手続において特許権者が電子特殊申請により提出した書面（添付書類含む）は、DVD-R に記録した PDF 形式で送付します。なお、承諾しない場合は、「承諾しない」と記載した上で、その理由も記載してください。この場合は電子特殊申請により提出された書面は紙出力したものを送付します。

13. 添付書類又は添付物件の目録の欄について

(1)「添付書類又は添付物件の目録」の欄には実際に添付するものを記載します。無効審判請求書を特許庁出願課窓口（又は郵送）で提出する場合、審理用副本 1 通及び相手方（被請求人）の数に応じた副本を提出する必要があります。

(2) 特許法施行規則第 10 条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（権利に係るものにあっては、権利番号、書類名及びその提出日）を記載し、その謄本を添付してください。

(3)包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載してください。

(4) 検証物その他の証拠を提出した時に、後日その返還を受けたい時は、その提出の時に、提出書類のその表示項目並びに当該物件に、「返還請求あり」といった表示をすることが必要です。

(5) 特許法施行規則第 50 条第 6 項の規定により、証拠の写し、証拠説明書を DVD-R で提出する場合は、副本の提出は不要であるため、「甲第 1 号証写し及び証拠説明書（DVD-R）　正本 1 枚」のように記載してください。

※証拠の写し等は、号証ごとに 1 つの PDF ファイルとして、1 枚の DVD-R に

格納してください。

(6) 電子特殊申請を利用して証拠の写し等を提出する場合は、副本の提出は不要であるため、「甲第１号証　正本１通」のように記載してください。

※証拠の写し等は、号証ごとに１つの PDF ファイルとしてください。

14. その他

(1) 訂正をする場合、「何字削除」、「何字挿入」といった表示を右側２㎝の余白に記入してください。

(2) 審判請求書の提出方法

①特許庁へ直接持参して提出する方法

受付業務は、特許庁庁舎１階で行っていますので、窓口に提出してください。

②郵送等で提出する方法

宛先は、〒100-8915（東京都千代田区霞が関３丁目４番３号）特許庁宛として送付してください（「〒100-8915」の郵便番号を記載すれば、住所の記載は不要です)。送付する場合は、郵便又は信書便で提出していただく必要があります。

③オンラインで提出する方法

電子特殊申請を利用して提出してください。詳細については、特許庁ホームページの「審判手続における電子特殊申請について」を確認してください。

(3) 審判請求書の受領

審判請求書の受領後に審判番号の通知書を送付しておりますが、相当の日時を要しておりますので、特許庁に請求書が接受されたことを早く確認したい場合以下の方法があります。

①特許庁へ直接持参した場合

審判請求書とともに審判請求書のコピーを提出してください。受領印を押した後に返却します。

②郵送等で提出した場合

返信用ハガキに手続内容がわかるような記載及びあて先を記載して同封するか、審判請求書のコピー及びあて先を記載した返信用封筒（必要額の切手を貼付）を同封していただければ、受領印を押した後に返送します。

(4) 過誤納の手数料は、納付した者が納付した日から１年以内に請求することにより返還されます。